平成２２年（フ）第６０７号
神奈川県藤沢市辻堂元町２丁目16番12号　ドリームハイツＡ棟201号
債務者　竹内　俊之
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５２号
横浜市金沢区六浦４丁目６番５―402号
債務者　長岡　　章
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５６号
神奈川県藤沢市羽鳥４丁目１番８号　ウッディーヒルズ101号
債務者　曽根原昌樹
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６８号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地２街区５棟701号
債務者　大久保浩平
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１５号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅６街区３棟506号
債務者　滝本美枝子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６号
静岡県富士宮市万野原新田3442番地の９
債務者　小林小百合
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４８号
静岡県富士市入山瀬４丁目13番１号
債務者　井川　嘉弥
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３８６号
横浜市青葉区恩田町1159番地
債務者　鈴木　直美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６０号
横浜市西区藤棚町２丁目197番地　県営新藤棚アパート10号棟402号
債務者　新井理代子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９９号
横浜市南区南太田２丁目９番３号
債務者　梶浦　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５７号
静岡県富士市松岡510番地の２、前住所静岡県富士市大淵8294番地
債務者　伊藤扶美子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４９号
静岡県富士市鈴川西町１番17―４号、前住所静岡県伊豆市関野293番地の１
債務者　金子みさ子（旧姓下山）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第６２号
山口県下松市旗岡２丁目３番１―302号
債務者　福田千津江
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３８号
栃木県足利市小俣町508番地１　セントポーリアＢ棟202号室
債務者　廣田　高義
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第７２号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目10番506号県営佐鳴湖住宅、前住所静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目21番504号
債務者　イワン　ファルコーニこと　ファルコーニ　グアルダミーノ　イワン　ブラティミール
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
静岡県磐田市掛塚1341番地　ボーノＡ―202、前住所静岡県袋井市睦町12番地の６　サンライフ荻原睦105号室
債務者　野本　明美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係